

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（課等の設置）</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整・奨学金係 管理係 指導第1係 指導第2係 <u>将来構想推進室</u></p> <p>(6) 生徒指導課 支援・相談班 <u>不登校対策班</u> いじめ対策室</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～福利課 (略)</p> <p>義務教育課</p> <p>(1) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校 <u>並びに公立特別支援学校の教職員</u>（県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。）の定数の決定、任命その他の人事に関する事項</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 県立特別支援学校の募集生徒並びに通学区域の設定及び変更に関する事項</p> <p>(7)～(14) (略)</p> <p>高等学校教育課～保健体育課 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 削除</p> <p>第17条の2 削除</p>	<p>（課等の設置）</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整・奨学金係 管理係 <u>企画振興係</u> 指導第1係 指導第2係</p> <p>(6) 生徒指導課 支援・相談班 いじめ対策室</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～福利課 (略)</p> <p>義務教育課</p> <p>(1) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校 <u>、公立特別支援学校並びに県立幼稚園の教職員</u>（県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。）の定数の決定、任命その他の人事に関する事項</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 県立特別支援学校及び<u>県立幼稚園の募集生徒</u>（<u>園児を含む。</u>）<u>並びに県立特別支援学校の通学</u>区域の設定及び変更に関する事項</p> <p>(7)～(14) (略)</p> <p>高等学校教育課～保健体育課 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 少年自然の家</p> <p style="text-align: center;">（組織及び分掌事務）</p> <p>第17条の2 新潟県少年自然の家に次の課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">庶務課</p> <p>(1) <u>職員の人事及び給与に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公印及び文書に関する事項</u></p> <p>(3) <u>配当予算の経理に関する事項</u></p> <p>(4) <u>施設及び設備等の維持管理に関する事項</u></p> <p>(5) <u>所内の取締りに関する事項</u></p> <p>(6) <u>委託業務に関する事項</u></p> <p>(7) <u>他課の所管に属しない事項</u></p> <p style="text-align: center;"><u>指導課</u></p>

<p>(次長等)</p> <p>第27条 教育センター及び生涯学習推進センターに次長を、図書館及び文書館に副館長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社会教育主事)</p> <p>第29条の2 生涯学習推進センターに社会教育主事を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) <u>使用許可に関する事項</u></p> <p>(2) <u>使用団体の研修プログラムの調整に関する事項</u></p> <p>(3) <u>使用団体に対する指導助言に関する事項</u></p> <p>(4) <u>資料の収集、利用に関する事項</u></p> <p>(5) <u>研修の計画、実施に関する事項</u></p> <p>(6) <u>関係機関、団体等の連絡提携に関する事項</u></p> <p>(7) <u>生活指導に関する事項</u></p> <p>(8) <u>広報及び統計に関する事項</u></p> <p>(9) <u>前各号のほか、青少年の健全育成に関する事項</u></p> <p>(次長等)</p> <p>第27条 教育センター、生涯学習推進センター及び少年自然の家に次長を、図書館及び文書館に副館長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社会教育主事)</p> <p>第29条の2 生涯学習推進センター及び少年自然の家に社会教育主事を置く。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。